

第三者点検及び第三者点検委員会事務局からの意見と結果について
【第1回：平成27年12月7日】

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
1	Ⅱ. 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合 庁内、庁外から得た情報及び子育て支援システムから入力した情報を、個人番号及び大田区宛名番号をキーとして突合する。	統合宛名番号等との混同を防ぐため、正式名称で記載すること。	委員会	庁内、庁外から得た情報及び子育て支援システムから入力した情報を、個人番号及び宛名番号をキーとして突合する。	意見内容を考慮し、修正しました。
2	Ⅱ. 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定 児童手当の認定、額改定、消滅、減額	I. 1. ②「業務の内容」に記載されている申請名称と揃えるべき。	委員会	児童手当の認定、額改定(増額、減額)、変更、消滅	意見内容を考慮し、修正しました。
3	Ⅱ. 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託内容2 ①委託内容 子育て支援システムへのデータ入力作業	委託先の作業場所を記載すること。	委員会	子育て支援システムへのデータ入力作業(作業場所:本庁舎子育て支援課フロア)	意見内容を考慮し、追記しました。
4	Ⅱ. 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託内容3 ①委託内容 児童手当現況届申請窓口受付申請書並び替え	委託先の作業場所を記載すること。	委員会	児童手当現況届申請窓口受付(作業場所:本庁舎子育て支援課窓口) 申請書並び替え(作業場所:本庁舎子育て支援課フロア)	意見内容を考慮し、追記しました。
5	Ⅱ. 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 サーバ設置場所については、データセンタ(本番環境)及び庁舎内マシン室(開発環境)で入退室管理が行われており、両環境ともに生体認証機能等による入退室管理を実施している。	サーバへアクセス可能な端末について、どのような入退室管理になっているか。	委員会	修正なし。	委員会にて、説明を行った。
6	Ⅲ. 2. 特定個人情報の入手 リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 【システム以外】 ①窓口における対面での申請書受領の際には個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認を行うものとする。代理人による申請の際は、委任状のほかに代理人の個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認を行うものとする。 ②上記を含め、番号法施行規則を踏まえ、平成28年12月1日までに策定する本人確認に関する手順によって定める。	本人確認について、複数個所に記載されているが、記載に統一性がないため統一すること。	委員会	【システム以外】 ①窓口における対面での申請書受領の際には個人番号カード又は通知カード等の提示を求め、本人確認を厳格に行うものとする。加えて、代理人による申請の際は、委任状のほかに代理人の個人番号カード又は通知カード等の提示を求める。 ②上記を含め、番号法第16条、番号法施行令12条、番号法施行規則9条を踏まえ、子育て支援課にて本人確認に関する取扱い要綱を制定する。 <類似修正> リスク2、リスク3も同様に修正	意見内容を考慮し、修正しました。
7	Ⅲ. 2. 特定個人情報の入手 リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 【システム】 ②個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が、いつ、どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを記録する。	操作ログを記録した後実施する手続きやルールがあることが重要であるため、追記すること。	委員会	【システム】 ②操作ログをいつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかを記録する仕組みとなっている。システム管理者はルールに従って、定期的に操作ログを確認し、必要がある場合はログ解析を行う。	意見内容を考慮し、修正しました。

第三者点検及び第三者点検委員会事務局からの意見と結果について
【第1回：平成27年12月7日】

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
8	Ⅲ. 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確である リスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 【システム以外】 ②入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保する。	正確性を確保するための具体的な措置内容を記載すること。	委員会	【システム以外】 ②入手の各段階で申請書・届出書の確認を行い、システム入力前に、再度、申請書・届出書の確認を行うことで、特定個人情報の正確性を確保する。	意見内容を考慮し、修正しました。
9	Ⅲ. 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容 【システム以外】 ②事務処理の中で発生する個人情報を含む帳票類については、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、不要になったタイミングで速やかにシュレッダーで裁断している。	不要になるタイミングについて具体的に記載すること。	委員会	【システム外】 ②事務処理の中で発生する個人情報を含む帳票類については、担当者が必ず内容を確認し、システムへメモ記録を入力した後に他の帳票類と区分し、保存年限経過後、速やかに裁断、溶解処分をしている。	意見内容を考慮し、修正しました。
10	Ⅲ. 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容 【システム】 ②職員端末からデータベースサーバへは、アクセスできない仕組みとなっている。必ずAPサーバを経由する仕組みとなっているため、データベースの改ざんはできない。 ③庁舎内マシン室の端末は外部記憶媒体が認識できない設定となっている。	「できない」という文言はふさわしくない。「防止している」、「認識されない」等の記述にすること。	委員会	【システム】 ②職員端末からデータベースサーバへは、アクセスされない仕組みとなっており、必ずAPサーバを経由する仕組みとなっているため、データベースの改ざんを防止している。 ③庁舎内マシン室の端末は外部記憶媒体を認識されない設定となっている。	意見内容を考慮し、修正しました。
11	Ⅲ. 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 宛名システム等における措置の内容 【システム外】 ④毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行う。	「業務に必要な情報にアクセスしないように」との記載は必要のない情報にアクセスできてしまうような印象を与えるため、変更すること。	委員会	【システム外】 ④毎年、セキュリティ研修を行い、情報セキュリティポリシー及び実施手順を遵守することの重要性を理解させる。	意見内容を考慮し、修正しました。
12	Ⅲ. 3. 特定個人情報の使用 リスク2: アクセス権限の発効・失効の管理 【システム外】 ①全庁的に利用されている基盤の認証情報は異動内示にあわせて更新される。 ②子育て支援システムの認証情報は異動内示前日の業務終了後に更新するルールとする。	アクセス権限の発効・失効の管理について、変更するまでの流れが分かるように運用について記載すること。	委員会	【システム外】 ①基盤の認証情報は、人事部門から提供されたデータを基に情報システム部門が認証データを作成し、異動日当日にデータを更新する。 ②子育て支援システムの認証情報は、情報システム部門から提供されたデータを基に子育て支援課が認証データを作成し、異動前日の業務終了後にデータを更新する。	意見内容を考慮し、修正しました。
13	Ⅲ. 3. 特定個人情報の使用 リスク2: アクセス権限の管理 【システム外】 ①全庁的に利用されている基盤の認証情報は異動内示にあわせて更新される。 ②子育て支援システムの認証情報は異動内示前日の業務終了後に更新するルールとする。	アクセス権限の管理について、変更するまでの流れが分かるように運用について記載すること。	委員会	【システム外】 ①システム管理者は、操作者の権限等に応じたアクセス権限を付与する。厳格に管理するよう担当係長承認を必要とする等、管理ルールを設け、ルールどおりに運用する。 ②システム管理者は、人事異動時及び定期的にアクセス権限確認を行い、必要の無いIDを削除するルールを設け、ルールどおりに運用する。	意見内容を考慮し、修正しました。
14	Ⅲ. 3. 特定個人情報の使用 リスク3: リスクに対する措置の内容 【システム外】 ②不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。	「不正な操作が無い」ではなく「過失があった場合にすぐに報告する」という表現に修正すること。	委員会	【システム外】 ②不正アクセス、個人情報の漏えい等によるセキュリティ事故及びシステム障害を発見した者は、すみやかに連絡・報告するとのルールを定めており、ルールに従って業務を行う。	意見内容を考慮し、修正しました。

第三者点検及び第三者点検委員会事務局からの意見と結果について
【第1回：平成27年12月7日】

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
15	Ⅲ. 3. 特定個人情報の使用 リスク4:リスクに対する措置の内容 【システム】 ②端末からデータ(ファイル等)を外部記憶媒体等に書き出していないか監視しており、書き出し処理を実施した場合、課内の業務担当係長に書き出した旨の通知が発報する。	通知が送信された後の運用手順を追記すること。	委員会	【システム】 ②端末からデータ(ファイル等)を外部記憶媒体等に書き出していないか監視しており、書き出し処理を実施した場合、課内の業務担当係長に書き出した旨の通知が送信され、係長は書き出し処理の適正確認を行う。	意見内容を考慮し、修正しました。
16	Ⅲ. 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法 委託事業者に以下を義務付けている。	現状、特定個人情報ファイルを委託先へ提供する想定がないのであれば、それを記載すること。	委員会	現状、特定個人情報ファイルを委託先へ提供する想定はないが、より厳格に特定個人情報を管理するため、委託事先に以下を義務付けている。	意見内容を考慮し、修正しました。
17	Ⅲ. 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転するリスク	誤った情報を提供・移転に関する記載すること。	委員会	③区民情報系基盤システムへデータ連携をする際に、データチェックを行うことで誤った情報の提供・移転することを防止する。	意見内容を考慮し、追加しました。
18	Ⅲ. 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5:リスクに対する措置の内容 【システム】 ②システムのバッチ処理にて、提供情報を作成するため、人による誤操作は起きない。	「システムにバッチ処理にて～誤操作は起きない」の表現は適していない。他の記載とすること。	委員会	【システム】 ②他業務への提供・移転は区民情報系基盤システムを介してのみ実施される。所要の手続きを終了許可されたシステムとのみ連携することとし、連携仕様が変更される際は本稼動前に動作検証を必須としている。 ③どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可照会リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定可能とする。	意見内容を考慮し、修正しました。
19	Ⅲ. 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7:誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	誤った情報を提供・移転に対する措置に関して記載すること。	委員会	④区民情報系基盤システムへデータ連携をする際に、データチェックを行うことで誤った情報の提供・移転することを防止する。	意見内容を考慮し、追加しました。
20	Ⅲ. 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑦バックアップ ②バックアップデータは、必要に応じて暗号化を施している。	「必要に応じて」とはどのようなときか記載すること。	委員会	②バックアップデータは、外部記録媒体に書き出す際には暗号化を施している。	意見内容を考慮し、修正しました。
21	Ⅲ. 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2:リスクに対する措置の内容	バックアップデータを復元する際についても記載をすること。	委員会	③バックアップデータを復元させる場合、バックアップデータを日次で取得しているため、復元実行日の開庁時点の状態に復元される。	意見内容を考慮し、追加しました。

第三者点検及び第三者点検委員会事務局からの意見と結果について
【第1回：平成27年12月7日】

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
22	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法</p> <p>サービス検索・電子申請機能から印刷した情報をシステムへ手入力</p>	<p>経過措置であり、いずれはシステム連携することであれば、その旨、記載すべき。</p>	委員会	<p>サービス検索・電子申請機能から印刷した情報をシステムへ手入力 ※今後、システム連携を予定している。</p>	意見内容を考慮し、修正しました。
23	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所</p> <p>LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出した後、速やかに完全消去する。</p>	<p>速やかではなく、直ちにすべき。</p>	委員会	<p>LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出した後、直ちに完全消去する。</p>	意見内容を考慮し、修正しました。
24	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法</p> <p>サーバ設置場所については、データセンタ(本番環境)及び庁舎内マシン室(開発環境)で入退室管理が行われており、両環境ともに生体認証機能等による入退室管理を実施している。外部記憶媒体は、民間事業者が運営する保管センタに格納され、管理区域への厳重な入退管理制限を実施している。</p>	<p>生体認証と記載があるが、静脈、顔等、生体の個所を記載すべき。</p>	委員会	<p>サーバ設置場所については、データセンタ(本番環境)及び庁舎内マシン室(開発環境)で入退室管理が行われており、両環境ともに静脈認証による入退室管理を実施している。外部記憶媒体は、民間事業者が運営する保管センタに格納され、管理区域への厳重な入退管理制限を実施している。</p>	意見内容を考慮し、修正しました。類似する個所についても修正しました。
25	<p>IV その他のリスク対策 1.監査 ①自己点検</p> <p>・課長は、課内の情報セキュリティの確保及び実施手順の実施状況と有効性の評価のため、自主点検を実施する。また、必要に応じて、自主点検の結果について部長の評価を受ける。</p>	<p>「必要に応じて」との記載だと、個人の判断により点検ルートが異なるため、曖昧な表記となっている。</p>	委員会	<p>・課長は、課内の情報セキュリティの確保及び実施手順の実施状況と有効性の評価のため、自主点検を実施する。</p>	意見内容を考慮し、修正しました。

第三者点検及び第三者点検委員会事務局からの意見と結果について
【第1回：平成27年12月7日】

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
26	I.1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称 ②システムの機能	システムを具体的に想像しにくい。子育て支援システムの一部なのか、移転先なのか、情報連携機能の一部なのか、システム2が存在するのとみた方が良いのか？存在するならば、電子申請機能という名称は正しいのか？	委員会	①びったりサービス(内閣府設置) ② 1 区民向け機能 2 地方公共団体向け機能 児童手当の認定請求、口座変更の申請等 2 地方公共団体向け機能 区民が電子申請を行った際も申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	システム2は、国が設置している「びったりサービス」を指します。区のシステムではなく外部のシステムで、区は区民が利用可能なサービスを当該システムに「お知らせ情報」として中間サーバ経由でLGWANで送信。区民はマイナポータル経由または当該システムにアクセスし、利用したいサービスを検索し、当該システムの電子申請機能で申請。区はその申請書をLGWANから印刷し、以降は紙の申請書と同様に取り扱います。システム名を「びったりサービス(国設置)」と修正し、機能欄に業務内容を記載します。また、業務の流れを「別紙」として添付します。
27	III.6.情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 【システム】①	ID・パスワードのみでは無く、多要素認証のメカニズムの適用が求められる。	委員会	修正なし	①の処理はシステム間のファイル連携処理となり、電文にIDとパスワードを埋め込んで送信しています。システム間の処理のため、IDとパスワードの他にサーバ証明書も利用しており、多要素認証となっています。

第三者点検及び第三者点検委員会事務局からの意見と結果について
【第1回：平成27年12月7日】

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
1					
2					
3					
4					
5					

意見無し

第三者点検及び第三者点検委員会事務局からの意見と結果について
【第1回:平成27年12月7日】

No	評価書該当箇所	意見内容	評価書 修正箇所	主管課意見
1				